

社会福祉法人 千葉シニア

嘱託職員就業規則（再雇用者用）

# 嘱託職員就業規則

## (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人千葉シニア（以下、「当法人」という）の職員就業規則第53条に基づき65歳の定年に達した者を、1年単位の契約更新で、70歳まで雇用する場合の労働諸条件を定めるものである。

## (再雇用者の定義)

第2条 再雇用者とは、65歳の定年退職の翌日から、満70歳に達した日の属する年度の3月31日まで勤務する者をいう。

2 再雇用者の名称（身分）は、嘱託とする。

## (再雇用の手続)

第3条 再雇用を希望する者は、次に掲げる手続きを定年退職の日までに完了しなければならない。

- (1) 「再雇用申請書」の提出
- (2) 直近3ヵ月以内の健康診断結果の提出

## (再雇用契約の締結)

第4条 再雇用制度により再雇用する場合は、「再雇用契約書」を作成し、互いに確認のうえ、1年契約を結ぶものとする。またどちらかが契約内容の変更を申し出た場合には、話合のうえ、契約内容を変更することができるものとする。

## (遵守義務)

第5条 再雇用者は、この規程および当法人の決めごとを誠実に守り、業務に取り組むものとする。また、服務規定および懲戒規定については、職員に準ずるものとする。

## (職場および職務の決定)

第6条 再雇用に伴う職場および職務の決定については、本人の技能、健康状態、適性、業務の必要性等を勘案し、当法人が決定するものとする。

2 当法人は前項の基準に該当しないと予見できる者については予め面接等によりその理由を本人に対して十分に説明し、納得を得るよう努めるものとする。

(異動)

第7条 当法人は、業務の都合により、本人と話し合いのうえ、職務の変更および異動を行うことがある。

(サービスの心構え)

第8条 嘱託は、ベテランとしての自覚の下に、業務に精励するとともに、本規程ならびに職員就業規則その他の規程を守り、職員とも相互に協力して当法人の発展および明るい職場を築くように努めなければならない。

(勤務時間および勤務日数)

第9条 再雇用に伴う勤務時間および勤務日数は、業務の必要性、本人の技能、健康状態等を勘案し、本人と話し合いのうえ、当法人が決定し、個別に定めるものとする。

2 本人の技能の低下および健康状態の変化等が認められる場合は、本人と話し合いのうえ勤務時間および勤務日数の調整短縮を行うことがある。

(休日)

第10条 再雇用者の休日は月に8日以上とし、各人ごとに月別に年間休日日数を契約書に定め、実施するものとする。

(時間外、休日勤務)

第11条 当法人は、業務の都合により、本人と話し合いのうえ、契約時間を超えて時間外勤務、および休日勤務をさせることがある。この場合においても、労働基準監督署長に届け出た「時間外・休日労働に関する協定届」を厳守する。

(給与)

第12条 再雇用に伴う給与は、本人の能力・技術、健康状態、業務に対する貢献度等を勘案し、当法人が決定し、個別に定めるものとする。

(賞与)

第13条 原則として賞与は支給しない。ただし、当法人業績および当法人への貢献度により、支給することがある。

(退職金)

第14条 原則として退職金は支給しない。ただし、当法人への貢献度によって、功労金を支給することがある。

(社会保険等の取扱い)

第15条 社会保険等の取扱いについては、法律に基づき勤務時間、勤務日数等を勘案して、加入の可否をその都度当法人が決定するものとする。

(年次有給休暇)

第16条 再雇用者の年次有給休暇は、職員就業規則第31条(年次有給休暇)の規定を準用する。

(育児・介護休業)

第17条 再雇用者の育児、介護休業については、職員就業規則を準用する。

(福利厚生)

第18条 再雇用者の福利厚生については、原則として職員と同一の取扱いとする。

(退職)

第19条 再雇用者が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 雇用契約期間が満了し、更新しないとき
- (3) 満70歳に達したとき
- (4) 本人が自己都合により退職を希望するとき
- (5) 理由の如何を問わず、将来にわたって正常な就業が期待できず、雇用の継続が不可能であると当法人が判断したとき
- (6) 職員就業規則第75条に該当し懲戒解雇となったとき

(職員就業規則等の準用)

第20条 この規則に定めがない事項については、職員就業規則および関連規程を準用して適用する。

(疑義の解釈)

第21条 本規則の解釈に関して疑義が生じた場合の判断は理事長が行う。

(細則等)

第22条 この規則に規定するもののほか、実施の細部についての必要な事項は、理事長が定める。

(規則の改正)

第23条 この規則の改正は、従業員の代表者の意見を聴いたうえ、理事会の議決により行う。

付 則

1. この規則は、平成24年2月13日より施行する。
2. この規則は、令和2年1月22日より施行する。

# 再雇用申請書

\_\_\_\_\_ 殿 申請日 平成 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

〒 \_\_\_\_\_ 男・女

生年月日 昭和 年 月 日 所属 \_\_\_\_\_ 部・課

私儀、平成 年 月 日をもって定年退職となりますが、退職後、再雇用されることを希望しますので、その旨申請します。

	役職 _____ 氏名 _____ ㊟
希望職種	1. 従前どおり 2. ( )
職務経歴	
資格・免許	
志望理由 および 自己PR	
健康状態	
希望 勤務期間	歳まで
希望 勤務形態	1. フルタイム 2. パートタイム 時間/日、 日/週
所属長の 意見	